

職場の

# 12月は ハラスメント撲滅月間です 職場内の取組を支援します！！

ハラスメントの研修

ハラスメント規程の  
整備

社員以外の  
ハラスメントの対策  
は？

ハラスメント対策は  
何をしたら？

ハラスメント相談の  
対応はどうしたら？



◎専門家が個別にご相談に応じます◎

申込み先は **福岡労働局 ハラスメント撲滅月間**



申込期限: 令和7年12月28日まで

で検索！



**あかるい職場応援団**

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。



NOハラスメント



ハラスメント関係資料ダウンロード、裁判例、動画で学ぶハラスメント、セミナー案内等のハラスメント対策の総合情報発信中！

厚生労働省

**福岡労働局**

雇用環境・均等部 指導課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1

福岡合同庁舎新館4階

☎092-411-4894

福岡働き方改革推  
進支援センター